様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　3月　　3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ひたちけんきかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 日立建機株式会社  （ふりがな）せんざき　まさふみ  （法人の場合）代表者の氏名 先崎　正文  住所　〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号  法人番号　3010001026998  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第４回 ESG説明会 サステナビリティの取り組みとDX戦略 | | 公表日 | 2024年　　2月　　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：<https://www.hitachicm.com/content/dam/hitachicm/global/>  ja/ir/library/results/docs/20240227-HCM-ESG-J.pdf  記載ページ：P14 | | 記載内容抜粋 | 中期経営計画の経営戦略の柱  ・顧客に寄り添う革新的ソリューションの提供  ・バリューチェーン事業の拡充  ・米州事業の拡大  ・人/企業力の強化  上記の経営戦略を実現するため、顧客課題解決手段としてデジタルで価値拡大  中期経営戦略において、革新的ソリューションの提供で真のソリューションプロバイダーとしての成長を目指し、デジタルで新車販売以外のバリューチェーン事業の拡充および米州事業拡大、人・企業力の強化における売上比率を引き上げることを掲げている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 執行役会及び取締役会にて審議・承認の上、公開 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第４回 ESG説明会 サステナビリティの取り組みとDX戦略 | | 公表日 | 2024年　　2月　　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：<https://www.hitachicm.com/content/dam/hitachicm/global/>  ja/ir/library/results/docs/20240227-HCM-ESG-J.pdf  記載ページ：P22-25 | | 記載内容抜粋 | スマートファクトリーの導入により、製造プロセスの各段階でデータを収集し、リアルタイムで分析・活用することで、生産効率の向上や品質管理の強化を図っている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 執行役会及び取締役会にて審議・承認の上、公開 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：<https://www.hitachicm.com/content/dam/hitachicm/global/>  ja/ir/library/results/docs/20240227-HCM-ESG-J.pdf  記載ページ：P12、17 | | 記載内容抜粋 | P12  DX専門チームのDX推進本部および新規事業創生ユニットを設置し、各部門と連携してアジャイルな手法で全社的なDX化を推進する体制を整えている。  P17  日立建機では、社員に求めるデジタルスキルを、デジタル人財育成体系図として定義している。  DX推進本部、新事業創生ユニットの社員について、全社DXの牽引役としてあるべき人財像を定義した。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：<https://www.hitachicm.com/content/dam/hitachicm/global/>  ja/ir/library/results/docs/20240227-HCM-ESG-J.pdf  記載ページ：P42 | | 記載内容抜粋 | 自社の保有するデータを管理し、最大限に利活用するためDX基盤を構築している。  DX基盤は各種基幹システムと連携して、稼働データ、位置データなど各情報を一元管理し、お客さまへ稼働情報を共有するサービスを提供しており、営業活動にも活用している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第４回 ESG説明会 サステナビリティの取り組みとDX戦略 | | 公表日 | 2024年　　2月　　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：<https://www.hitachicm.com/content/dam/hitachicm/global/>  ja/ir/library/results/docs/20240227-HCM-ESG-J.pdf  記載ページ：P45 | | 記載内容抜粋 | スマートファクトリー導入戦略の一環として、「ConSite Pocket」や「ConSite OIL」などのデジタルツールを活用し、製品・システムの開発・拡充を進めている。  これにより、ユーザー数やエンジンオイル交換実施率などの具体的な指標を設定し、戦略の達成状況を評価している。  生産性向上に寄与する製品・システムの開発・拡充  「ConSite Pocket」月次アクセスユーザー数  2025年度目標 5,500ユーザ　2030年度目標 7,000ユーザ  中古車のステータスチェンジ実施件数  2025年度目標 3,000件　2030年度目標 4,200件  「ConSite OIL」状態監視によるエンジンオイル交換実施率  2025年度目標 80%　2030年度目標 90% |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　2月　　27日 | | 発信方法 | 第４回 ESG説明会 サステナビリティの取り組みとDX戦略  公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：<https://www.hitachicm.com/content/dam/hitachicm/global/>  ja/ir/library/results/docs/20240227-HCM-ESG-J.pdf  記載ページ：P40 | | 発信内容 | 1. 日立建機グループの価値創造戦略   「第2の創業」にあたって新たにグループアイデンティティを策定  4つのマテリアリティへの取り組みを通じて  安全で持続可能な社会の実現を目指します  ２．価値創造を加速するDX戦略  組織づくり/企業文化の変革/具体的な取り組み事例  CIF（Customer Interest First）実現のため、DXを加速  アジャイル手法やデータ利活用で  お客さま個別の課題に最適なソリューションを提供します  ３．サステナビリティの取り組み進捗  建設現場のゼロエミッション実現をめざしパートナーとの協業を拡大  情報開示・資金調達面でもサステナビリティへの  コミットメントを強化し、カーボンニュートラル実現をめざします |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　1月実施 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断を元に課題把握している。  課題に基づいた年次の業務計画を第1四半期に策定している。  「2\_4\_DX認定\_自己診断フォーマット」を添付にて提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　　4月頃　～　　　2023年　　3月頃 | | 実施内容 | 第４回 ESG説明会 サステナビリティの取り組みとDX戦略  公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：<https://www.hitachicm.com/content/dam/hitachicm/global/>  ja/ir/library/results/docs/20240227-HCM-ESG-J.pdf  記載ページ：P43  日立建機では、情報セキュリティ委員会を設置し、CDIOが委員長を担っている。  情報セキュリティ委員会にはサイバーセキュリティ事故対応チームが所属しており、インシデント検知、サイバーセキュリティリスクの分析、発生した脅威に対策する。  また、日立建機の取引先には最新のセキュリティリスクをキャッチ出来ない中小企業が多いことから、定期的なセキュリティ勉強会を実施し、取引先のITリテラシ向上に寄与している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。